

第11回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成25年11月18日(月)
ところ 尼崎市議会棟第3委員会室

1 第10回議事要旨の確認について

2 協議事項にもとづく意見交換について

3 その他について

(添付資料)

資料1 第11回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

資料2 第10回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)

資料3 犬猫の適正飼養に係る啓発パンフレットについて

資料4 「震災で消えた小さな命展～複製画展～」に開催について

資料5 「震災で消えた小さな命展」代表者うさんによる講演会の開催について

第11回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役職名等	氏名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会常任理事	田中 正三
特定非営利活動法人 C. O. N 副理事長	入江 昭子
尼崎小動物愛護推進協会員	瀬戸口 敬幸
一般社団法人尼崎市開業獣医師会理事	笹木 真理子
公募市民	藤村 貴代美
公募市民	上田 つた子
公募市民	宮座 欣枝
公募市民	佐藤 由希子
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所 属	氏名
健康福祉局保健部長	安福 章
健康福祉局生活衛生課長	宮永 恵三
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター技術員	野村 芽衣

第10回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成25年8月26日（月） 午後2時から午後4時まで。

2 場 所

尼崎市議会棟 第3委員会室

3 出席者

(1) 委 員 7名（五十音順 敬称略）

入江昭子、上田つた子、植村興、笹木眞理子、佐藤由希子、藤村貴代美、宮座欣枝

(2) 事務局等 5名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護担当係長及び
野村技術員

4 議事の大要

(1) 動物愛護基金のPRパンフレットについて

事務局から示された案（資料3）に対して、全体的に文字数をもう少し減らした方がよいのではないかという意見があった。

総論的にはこれで問題ないと思うので、細かい部分については行政の方でつめてもらえばどうかという意見があった。

(2) 犬・猫の適正飼養パンフレットについて

事務局から示された案（資料4）に対して、既に他の自治体で作成されているようなありきたりのものではなく、尼崎市独自のものを作ってはどうかなどの意見があった。

そこで、9月9日と24日に作業部会を開催して、「犬・猫の適正飼養パンフレット」について協議を行うこととなった。

(3) 震災で消えた小さな命展について

尼崎市から協議会の構成3団体に対し、「震災で消えた小さな命展」の共同開催についての相談があり、それぞれ持ち帰り検討することとなった。

以 上

人と犬の共生 ガイドブック

尼崎市動物愛護センター

犬を飼う前によく考えましょう

近年の少子高齢化や核家族化が進展するなか、多くの市民が犬や猫などのペットを飼育しており、その存在も単なる「愛玩目的」としてではなく、「家族の一員」あるいは「人生の伴侶」として飼う人が増えているなど、人と動物の関わりはより深いものとなっています。

その一方で、ペットを飼うことに対する理解や知識不足を原因とした遺棄や飼育の途中放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、さらには地域における飼い主のいない猫への対応をめぐる意見の相違など様々な問題が生じています。

ペットは私たち人間と同じ「命ある存在」です。ペットを飼うことは、私たちが生涯のすべてに責任を持つということです。一時的な感情や気まぐれから飼い始めるようなことは慎むとともに、最後まで愛情と責任をもって世話をすることができますか、飼う前によく考えてください。

～飼い始める前のチェックリスト～

- 法律や条例を守ることができますか。
- 犬の生態や習性を理解し、愛情と責任をもって最後まで飼い続けることができますか。
- 犬の鳴き声や臭い、糞の放置など、近隣に迷惑をかけない配慮ができますか。
- 犬を飼える住居ですか（借家や集合住宅の場合は管理規約で禁止されていますか）。転居の予定や転勤の可能性はありませんか。
- 家族全員が犬を飼うことに賛成していますか。
- 家族に動物に対するアレルギーを持っている人はいませんか。
- 毎日の食費だけでなく、病気の予防や治療、不妊去勢手術などの費用を負担できますか。
- 結婚や出産、転居など将来のことは考えていますか。
- 不慮の事故や突然の入院などにより万一、飼えなくなった時のことを考えていますか。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

犬をどこから手にいれるか

犬を飼うことを決めたら、どこから手にいれるかよく考えましょう。方法としては、ペットショップやブリーダーから購入するほか、動物保護施設から譲渡してもらうなどの方法があり、尼崎市動物愛護センターにおいても一定の要件のもと収容犬の譲渡を行なっています。

1 動物取扱業者からの購入

動物の販売を行うには、「動物取扱業」の登録が必要となりますので、購入する前に登録を受けている業者が確認をしましよう。

～動物取扱業者を選ぶときのポイント～

広告は適正に行なわれていますか？

- 登録を受けている業者の広告には、登録番号、動物取扱責任者、動物取扱業の種別などが記載されています。

店内に登録番号が記入された標識を提示していますか？

- ・登録を受けている業者は、登録番号や営業の種類、登録期限などを記した標識を店内に提示しています。

購入する前に飼い方や健康状態などの説明はありましたか？

- ・販売者は、販売する前に購入者に対して動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼い方、標準体重・体長などの説明をしなくてはなりません。

生後45日以内の犬猫が販売されていませんか（平成28年8月31までは45日、それ以降別に法律で定めるまでの間は49日）

- ・子犬、子猫は可愛いですが、生後一定期間は親兄弟と一緒に過ごさないと、吠え癖や咬み癖などが強まったり攻撃的になったりといった問題行動を起こす可能性が高まるので一緒にしておかなくてはなりません。

ケージが狭すぎたり明るすぎたりしませんか？

- ・動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、過度の苦痛を与えないよう照明や音に配慮しなくてはなりません。

排泄物などで施設が汚れたり、悪臭がしていませんか？

- ・業者は、排泄物を適切に処理し、施設を常に清潔に保って、悪臭や害虫の発生を防ぐなど、周辺環境にも配慮しなくてはなりません。

契約書の内容は適切ですか？

- ・内容をよく読んで確認してからサインをするようにしましょう。

(1) ペットショップからの購入

ペットを入手する方法で最も多いのがペットショップからの購入です。かわいい動物が陳列されていればついほしくなりますが、これから10年以上一緒に暮らすことになりますので冷静になりました。

複数の店舗を見て回り、施設の雰囲気や動物の管理方法、スタッフの知識や説明内容などを比較して信頼できる店舗から購入するようしましょう。

(2) ブリーダーからの購入

ブリーダーとは動物の繁殖を行なっている人のことです。実際の飼養環境を見ることができます。また、犬などの社会化が必要な動物では、手元に来る直前まで親と一緒にいることができます。また、親兄弟を見ることもできるので、その犬の将来の体格や性格などを予測することができます。無理な繁殖を行うなど不適切なブリーダーもいますので、動物について深い愛情と知識を持ち、健康管理などをきちんと行なっているかしっかりと見定めるようにしましょう。

2 動物保護施設からの譲渡

最後まで飼えなくなったり、飼い主不明で保護された犬を新たな飼い主に譲渡する事業を、自治体の動物愛護センターや民間の動物愛護団体などが行なっています。ただし、保護された犬なので生年月日や過去の病歴などの細かなデータがない場合がほとんどです。

また、譲渡時のトラブルをさけるため信頼できる団体等なのかしっかりと見定めるようにしましょう。

3 尼崎市動物愛護センターからの譲渡

尼崎市動物愛護センターでは、動物愛護思想の高揚並びに適正飼養の普及啓発等を目的に収容した犬を一定の要件のもと尼崎市、伊丹市、宝塚市及び西宮市民に譲渡しています。

また、譲渡事業の促進を図るため、尼崎小動物愛護推進協会の協力により、譲渡犬の不妊・去勢手術費用の一部助成等を行なっています。

犬の登録と狂犬病予防注射は義務です

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法に基づく登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務付けられています。

1 犬の登録

生後91日以上の犬は、飼い始めてから30日以内に「尼崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）」で登録の手続きを行い、鑑札の交付を受けなければなりません。また、交付を受けた鑑札は、犬の首輪等につけておくことが法律で義務付けられています。

2 狂犬病予防注射

年に一度、最寄りの動物病院で狂犬病の予防注射も受けさせ、注射済票の交付を受けなければなりません。また、交付を受けた注射済票は、犬の首輪等につけておくことが法律で義務付けられています。

※鑑札と注射済票を首につけた犬のイラスト

狂犬病予防法（抜粋）

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

散歩のマナーを守りましょう

1 糞尿の後始末

犬の糞の放置は「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「県条例」という。）」で禁止されています。散歩中の犬の糞は、飼い主が必ず持ち帰って処理をしてください。しつけをすれば決まった場所で排泄を行うようになりますので、住宅密集地では、自宅で排泄を済ませてから散歩に出るようにしてください。

2 放し飼いの禁止

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。人を咬んだり、飛びついで人に怪我を負わせたりすることもありますので、散歩時は必ず、犬にリード（鎖等）をつけてください。

※リードにつないだ犬の糞を取っているイラスト

兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第12条 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人の生命等に害を加えないように、これを鎖等でつないでおかなければならない。ただし、次に掲げる場合で当該飼い犬が人の生命等に害を加えるおそれがないときは、この限りでない。

2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合には、直ちに当該ふんをその場所から除去しなければならない。

迷子にさせない工夫をしましよう

1 鑑札や迷子札の装着

愛犬が迷子になってしまっても、飼い主が法律を守り犬の首輪に鑑札等を着けていれば、番号から飼い主がわかり直ぐに家に帰ることができます。

他にも、飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップを装着するという方法もありますので、必ず所有者明示を行なってください。

(マイクロチップとは)

マイクロチップとは、装着動物の個体識別を可能にする電子標識器具（直径約2mm長さ約11mm）です。専用の挿入器で犬や猫の皮下に埋め込んで使用します。チップには世界共通の15桁の数字が記録されており、読取器で番号を読み取り個体識別が可能になります。一度装着すれば生涯脱落することのない確実性の最も高い所有者明示方法です。

チップのイラスト

リーダーのイラスト

2 行政機関への連絡

迷子となってしまった犬が保護されたり、住民からの保護情報が届くこともありますので、愛犬がいなくなった場所と隣接する市域を管轄する「動物行政所管事務所」と「警察署」に連絡を入れてください。

(動物行政所管事務所と連絡先)

尼崎市内	尼崎市動物愛護センター	☎ 06-6434-2233
西宮市内	西宮市動物管理センター	☎ 0798-81-1220
伊丹市、宝塚市内	兵庫県動物愛護センター	☎ 06-6432-4599
豊中市内	豊中市保健所衛生管理課	☎ 06-6152-7320
大阪市西淀川区内	大阪市西淀川区保健課	☎ 06-6478-9973

健康管理に努めましょう

1 日常の管理

毎日の世話を通じて、食欲や動作、表情などに変化がないかよく観察をしましょう。犬が病気にはならないように定期的な健康診断と予防接種をすることも大切です。また、病気になったときにあわてないように、かかりつけの動物病院を決め、日頃からいろいろ相談しておくことが大切です。

また、夏場は気温の変化に注意して、必要に応じてエアコンを入れるなどの熱中症対策を取るようにしましょう。

2 食事管理

犬の健康を保つために必要な栄養は人とは異なります。タマネギやチョコレート、キシリトール入りガムなど、人が普通に食べるものでも犬には害になるものもあります。また、塩分の摂りすぎや肥満にも注意が必要です。

かかりつけの獣医師などに相談しながら、犬の年齢・健康状態にあったものを選んでください。また、飲み水は、いつも新鮮なものを容器に入れて置いておきましょう。

3 不妊去勢手術

犬を自由に繁殖させると、あっという間に増えてしまいます。子犬を産ませる予定がなければ、必ず、不妊去勢手術を受けさせてください。

(不妊去勢手術のメリット)

雄 犬	<ul style="list-style-type: none">・性格が穏やかになり、しつけがしやすくなります。・雌犬や順位をめぐる雄犬同士のケンカがなくなります。・前立腺肥大や肛門囊腫などの発症リスクを軽減することができます。
雌 犬	<ul style="list-style-type: none">・発情期の出血などわずらわしさがなくなります。・子宮蓄膿症や乳腺腫瘍などの発症リスクを軽減することができます。

基本的な「しつけ」をしましょう

人と犬が共に生活していくうえで適切なしつけは欠かせません。しつけとは人間社会と一緒に生活していくためのルールを教えることです。家庭内のルールやコミュニケーションの取りかた、無駄吠えの防止や甘噛みのコントロール、「おいで」や「止ま」といった基本的な動作を覚えるようにしつけをしましょ。

1 しつけは愛情です

飼い主が主導権を持ち、してはいけないことは「絶対にダメ」と教え、飼い主が犬のペースに合わせるのではなくリーダーとして導いてください。吠える、咬むといった、人からすれば困った行動も、犬にとっては自然なことです。犬の習性を理解し、叱るときは必ずその場で叱り、上手くできたときには、しっかりとほめてあげましょう。できれば、子犬の時から「しつけ教室」に参加させるようにしましょう。

2 問題行動へ対処方法

犬の行動にはすべて意味があります。問題行動がある場合には、犬の立場になって理由・原因をよく考えてください。飼い主が意識せずにその行動をとらせていることもあります。

また、犬の健康上の問題が原因であったり、専門家による対処が必要なケースもあるので、なるべく早い時期に獣医師や訓練士などの専門家に相談するようにしましょう。

災害に備えましょう

大規模な災害が発生した場合、人と同じように動物も被災します。避難場所には多くの方々が愛犬と一緒に避難をすることになります。

また、避難所では動物の嫌いな方や動物の毛などに対してアレルギーのある方などもおられます。そのためにも日頃から災害に備えて、愛犬の安全と健康を守るとともに、他の避難者に迷惑にならないように努める必要があります。

1 備蓄品の準備

ライフラインの寸断や緊急避難に備えて、愛犬の避難に必要な物資の備蓄を行いましょう。避難場所に救援物資が届くまでに時間がかかる場合もありますので、ドックフードや飲み水は少なくとも5日分（できれば7日分）用意しておきましょう。また、備蓄品には優先順位をつけて、優先度の高いものは直ぐに持ち出せるようにしましょう。

2 しつけと健康管理

突然の災害時において、飼い主と愛犬が落ち着いて避難できるよう、普段からキャリーバックなどに慣らしておくことや、他人への迷惑を防止するため、基本的なしつけをしておくことが大切です。

また、避難場所などにおいてはストレスから免疫力が低下することから、普段から愛犬の健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除などもしっかり行なっておきましょう。

3 迷子にしないために

災害発生時には、愛犬と離れ離れになることもあります。保護された愛犬が、飼い主のもとに戻れるように、外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などを普段からつけておきましょう。できれば脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着するといった二重対策を取るようにしましょう。

めざせ満点飼い主 チェックシート

1. 年齢や健康状態に合った食餌を適量与えていますか？	<input type="checkbox"/> はい
2. 新鮮な水をいつも飲めるようにしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
3. 毎日のブラッシングと必要なシャンプー・トリミングをしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
4. 犬の居場所は常に清潔にして、快適な寝床を用意していますか？	<input type="checkbox"/> はい
5. 犬の居場所は犬が勝手に外に出たり、他人が入って来られるようにならないませんか？	<input type="checkbox"/> はい
6. 毎日犬の健康状態をよく観察し、散歩などの運動をし、一緒に遊んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい
7. 犬の行動範囲にケガをしたり、食べたり飲み込んだら危険なものはないですか？	<input type="checkbox"/> はい
8. 犬のボディランゲージを読み取れますか？	<input type="checkbox"/> はい
9. 犬がどう感じているか犬の立場に立って考えていますか？	<input type="checkbox"/> はい
10. 犬の本能・修正を理解し、社会で生活するために必要な基本的なしつけをしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
11. 散歩には糞処理道具を携帯し、糞や尿は衛生的に処理していますか？	<input type="checkbox"/> はい
12. 犬を飼うことで近隣に迷惑をかけないか、いつも気を配っていますか？	<input type="checkbox"/> はい
13. 公共の場所ではリードをつけたり必要に応じてケージなどに入れてていますか？	<input type="checkbox"/> はい
14. ワクチン接種や犬フィラリア症の予防薬投与などの病気予防や必要な治療をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
15. 犬の登録をし、毎年の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を首輪に着けていますか？	<input type="checkbox"/> はい
16. 犬から人にうつる病気のことを知り、対策をとっていますか？	<input type="checkbox"/> はい
17.マイクロチップや迷子札など身元を示すものを着けていますか？	<input type="checkbox"/> はい
18.繁殖を望まない場合は不妊・去勢措置をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
19.災害に備えた用意をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
20.年齢や健康状態に合った食餌を適量与えていますか？	<input type="checkbox"/> はい
はい _____ 個	

**猫のパンフレット案は
当日配布となります。**

「震災で消えた小さな命展～複製画展～」の開催について

東日本大震災で犠牲になったペットたちを題材にした巡回作品展、「震災で消えた小さな命展」で使用した絵画作品の複製画展を尼崎市内で開催する。

1 展示会の経緯

東日本大震災後、被災地を訪ねた絵本作家うささんがペットを失った被災者たちの悲しみや嘆きに触れ、絵を描いて贈ろうと発案し、宮城・岩手・福島県で希望者を募り、国内外の画家やイラストレーターに制作の協力を呼び掛けた。

作品展は昨年3月から国内外各地を巡回し（第1回はH24年3月～7月／第2回はH24年8月～H25年9月）、巡回展終了後、作品は飼い主に寄贈された。

2 実施主体

尼崎市、尼崎小動物愛護推進協会、一般社団法人尼崎市開業獣医師会及び特定非営利活動法人CONによる共催

3 展示期間

平成26年1月27日（月）から2月2日（日）までの8日間。
(土曜日、日曜日も庁舎を開けて展示会を行う。)

4 展示場所

市役所本庁舎 南館1階市民ロビー

5 展示作品

震災で消えた小さな命展のパート1とパート2で描いた作品の複製画60点

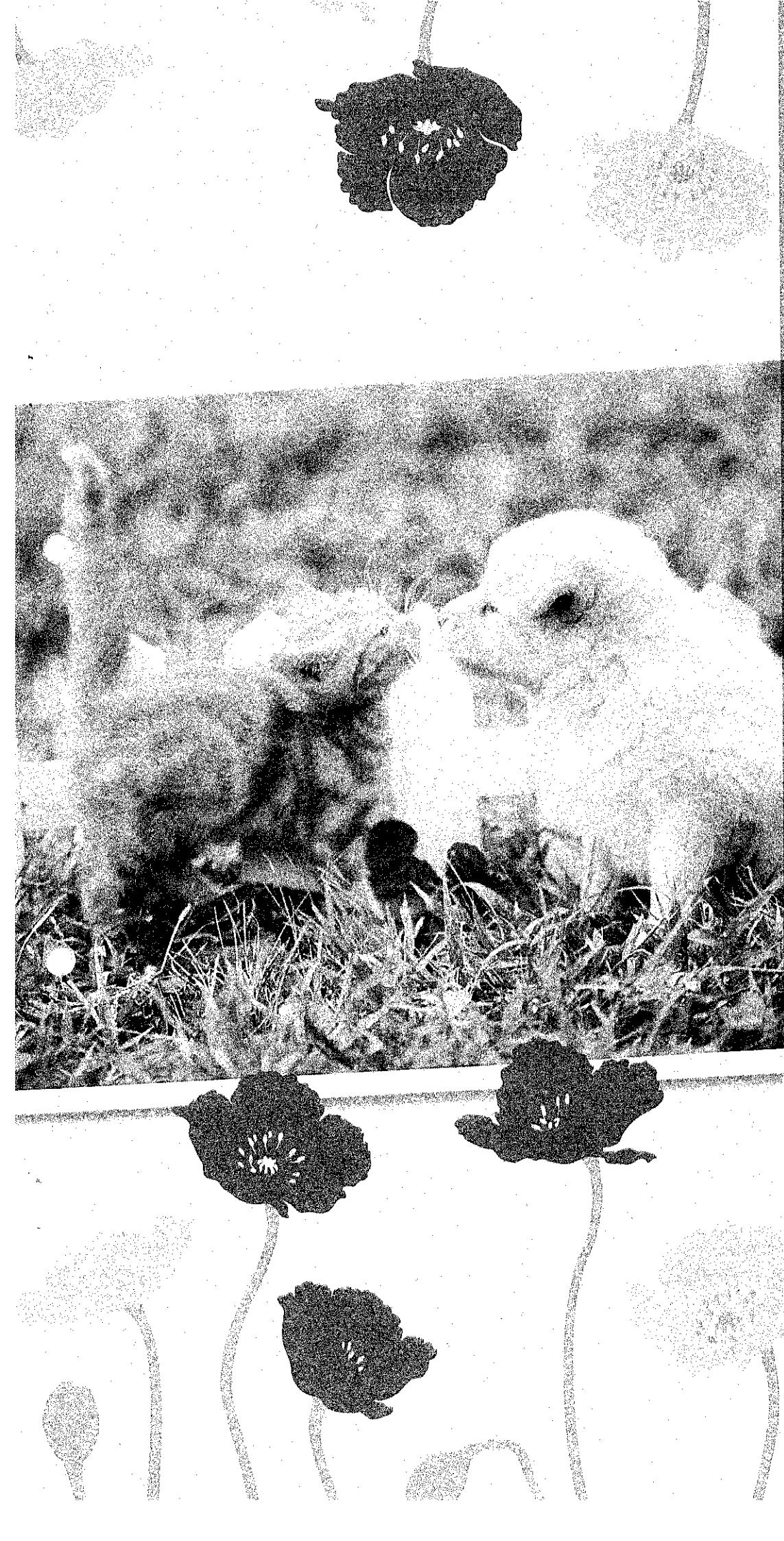
6 広 報

市報あまがさき及び市ホームページにて広報を行う。

7 役割分担

(1) 設 営 (1/26 及び 2/3)

(2) 受 付 (1/27～2/2)



地域 力

ペットも人も住みやすい

街づくりを目指して

あなたの町でも

はじめませんか？

「地ばねこ対策」

野良猫によるトラブル、困っていませんか？

庭や駐車場にウン・おしっこ

猫どうしの喧嘩・トラブル

野良猫の繁殖

でも
かわいそうだし…

鳴き声による
騒音被害

のら猫に餌は
与えないで！！

みんなの思いは同じ
のら猫を減らしたい!!

これまで、飼い主のいない猫（野良猫）については、ふん尿やゴミあらし等の被害があつても、対策がありませんでした。飼い猫であれば飼い主に苦情を言つてきますが、相手が「飼い主のいない猫」では、不満の持つていく場がなく、結局被害をうけている方は猫を憎むようになってしまい、えさを与えていた人と感情的な問題や、猫を傷つける事件が起ることになります。

もともと、「飼い主のいない猫」は飼い猫が捨てられ、増えたりしたものです。

なにより猫の飼い主の方が責任ある飼い方をすることが大切です。

そうすれば不幸な猫はこれ以上増えないはずです。

そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするかを考えて行かなければなりません。

1 地域でこれ以上のら猫をふやさないために

のら猫の繁殖を防止し、数を減らしていくことを目的に捕獲（T.R.A.P.）し、不妊去勢手術（NEUTER）を施してもとの場所に戻す（RETURN）ことを頭文字をとって「T.N.R活動」と呼びます。手術をした猫は片耳の先をカットするので、見ただけでわかります。のら猫の捕獲や管理の仕方については、市民活動ボランティアが支援してくれることがありますので、尼崎市動物愛護センターまでご相談ください。

Trap

捕獲

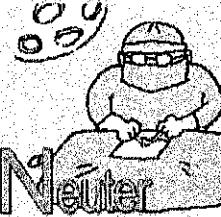
Trap



専用の捕獲器で傷つけないよう安全に猫を捕獲します。

Neuter

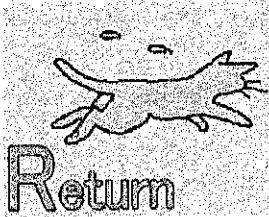
不妊手術



動物病院で不妊手術を施します。

Return

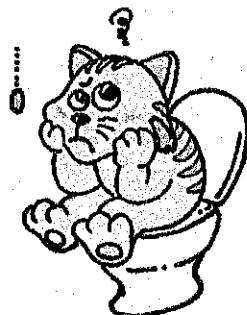
戻す



捕獲した場所に戻します。

2 えさを与えている方へ

餌を与える場所や時間のルールを作りましょう。食べ残しは片付け、汚さないようにしましょう。置き餌は、悪臭や害虫の原因になりますので絶対にやめましょう。



3 排泄場所の設置をしましよう

地域住民の理解を得られる場所に、猫のトイレ場所を設けて、そこで排泄させるようにしましょう。排泄物は速やかに片付けるように地域で協力し、衛生的に保ちましょう。猫が好む砂を飼場から3~5m程度離して置くだけで、糞害は軽減されます。



4 猫を飼っている方へ

のら猫をきちんと管理できても、地域内に不妊去勢手術を受けさせずに屋外飼育をしている飼い主がいると、この取り組みは十分に機能しません。

猫の飼い主に対して「①屋内飼育」、「②不妊去勢手術の実施」、「③身元表示」の3原則について周知徹底をしましょう。

不妊手術をしている地域に新たに捨て猫があると、繁殖したり縛張りが変わったり、管理がしにくくなります。捨て猫は犯罪であると地域に周知徹底して、地域くるみて捨て猫の防止に努めましょう。

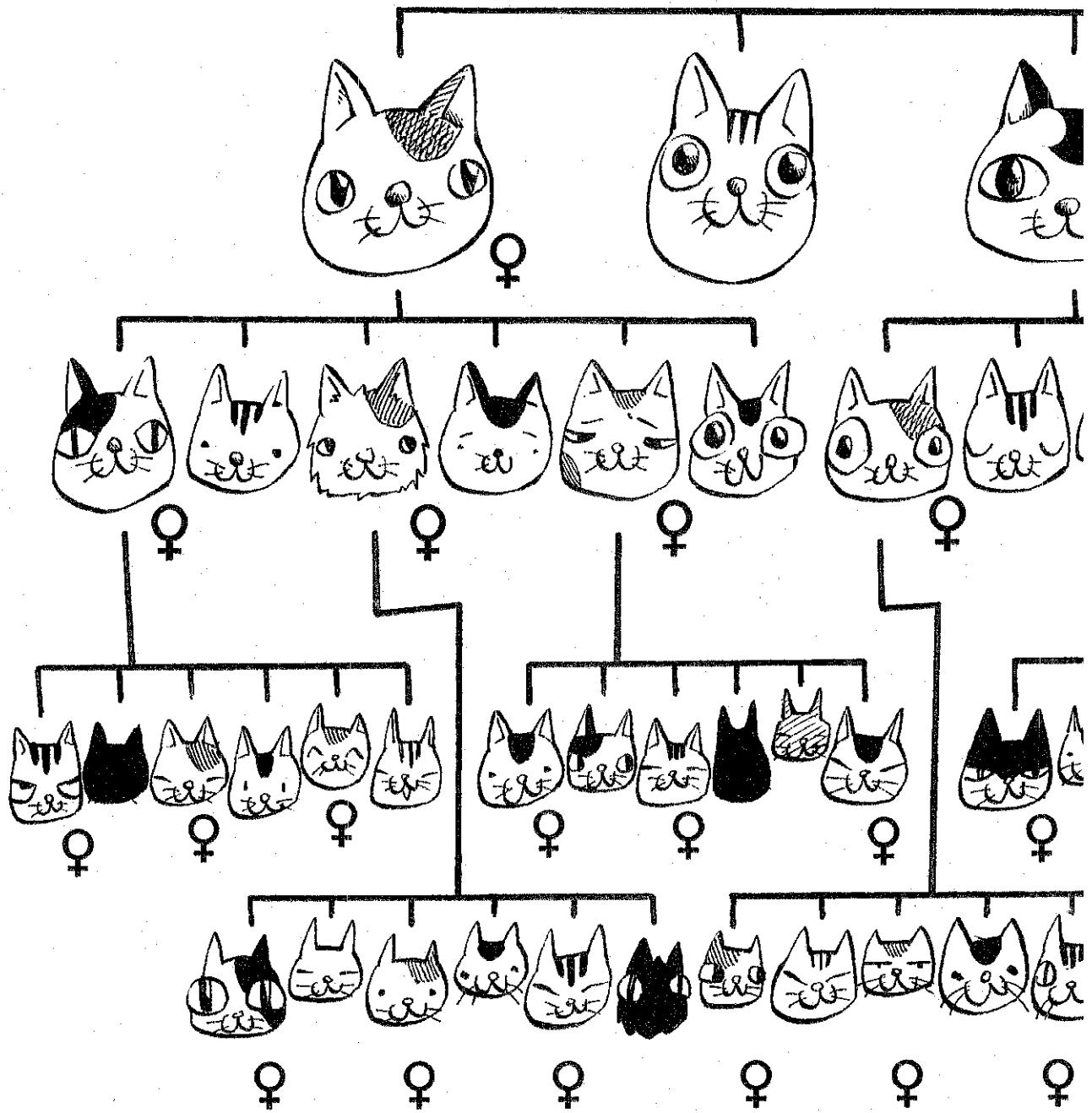
3 不妊手術をしないと

一度の出産で6頭

一年に3回出産すると…

79頭になります！

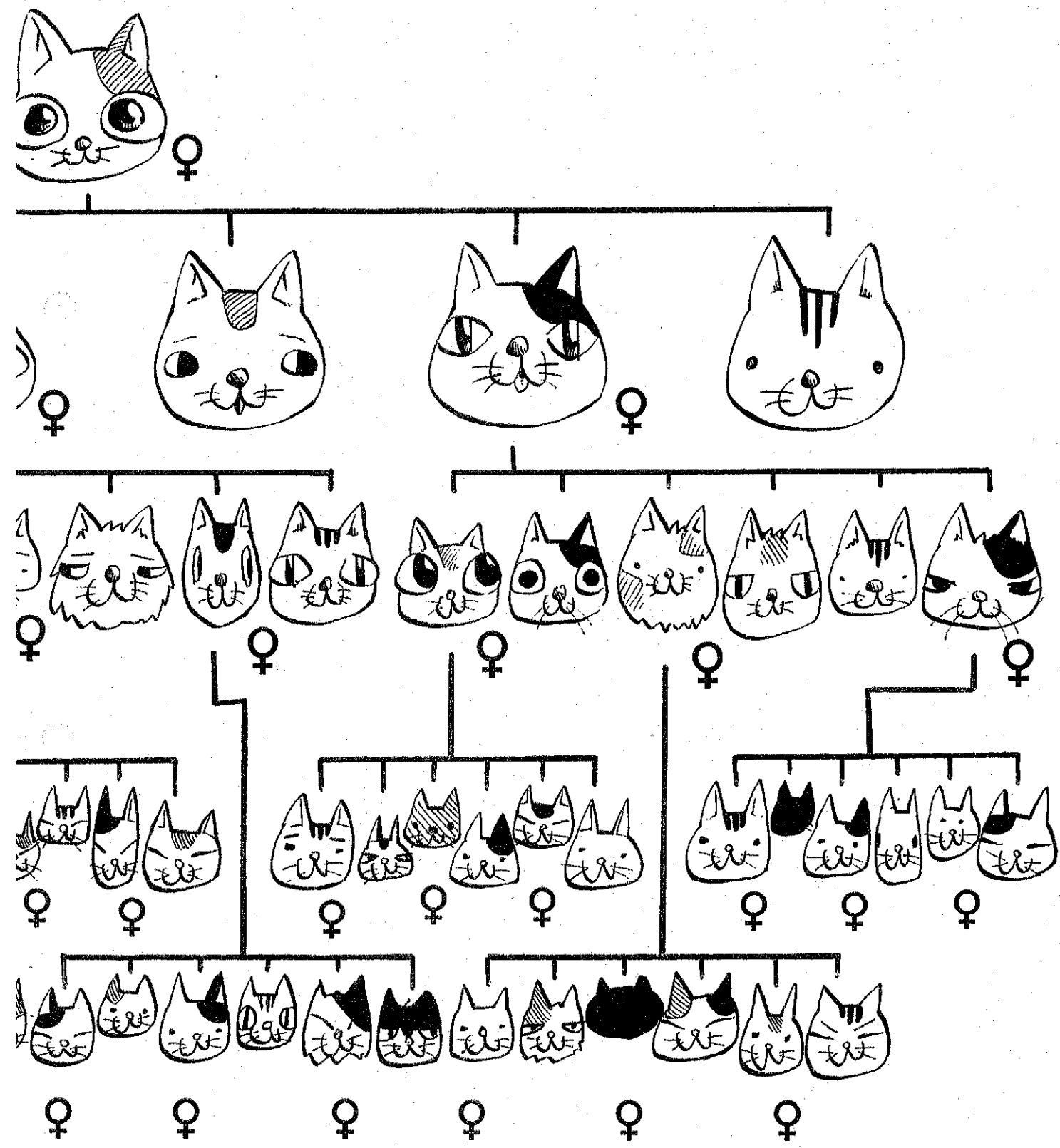
！> 不妊手術をしないと、1年後



！> 繁殖防止には不妊去

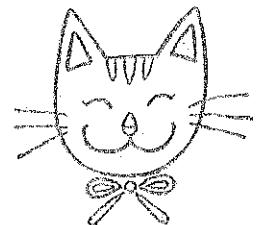
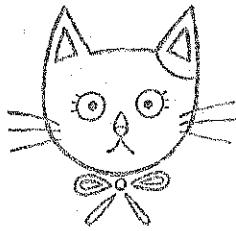
はこんなに生まれてしまします！

！



手術が必要不可欠です。

！



地域の猫がこれ以上増えないよう
関係法令等に基づき
ノラ猫の不妊手術を実施しています

rap

捕獲

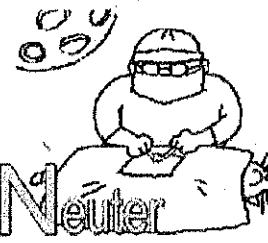
Trap



専用の捕獲器で傷つけないよう安全に猫を捕獲します。

euter

不妊手術



動物病院で不妊手術を施します。

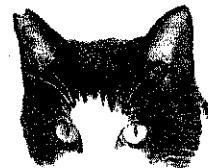
eturn

戻す

Return

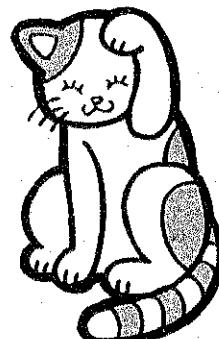
捕獲した場所に戻します。

手術済みの印=耳カット
とは…



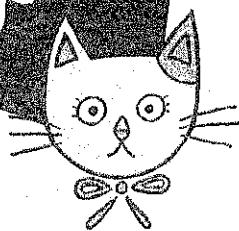
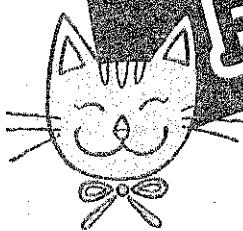
世界中で実施されている、最も有効な野良猫対策です。不妊手術をした猫は、もとの場所に返しますが、マーキングや鳴き声は大幅に減少し、今までのように、次々と子猫が産まれることはありません。

そして、次第に猫の数そのものが減少していきます。



尼崎市より

のら猫不妊手術の
助成金があります

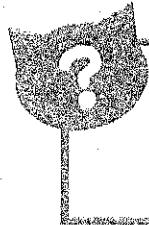


尼崎市内にて、のら猫のメス手術費用のうち
10,000円が助成されます。

のら猫に不妊手術を受けさせたいとお考えの方は
下記の手順で申請してください。

- ① センターへ相談する
- ② 活動を行う地域の代表者に活動の趣旨を説明し、同意を得る
- ③ 市に活動申請を行い、承認を得る
- ④ 助成金申請期間に向けて猫の調査など準備を行う
- ⑤ 回覧板などで、事前に地域住民に野良猫の捕獲を周知する
- ⑥ 野良猫を捕獲し、不妊手術を受けさせて、元の場所に戻す
- ⑦ 市に助成金の申請を行う（振込は数ヶ月後になります）

手術済みの印=耳カット▶



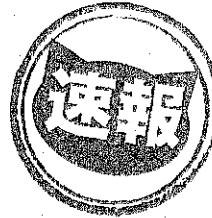
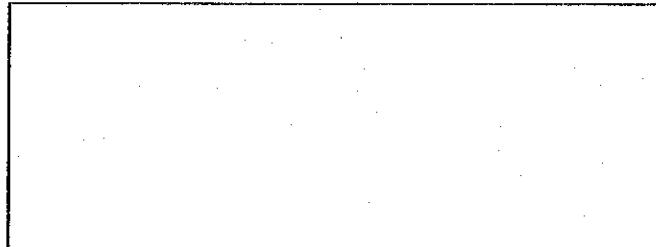
ご相談、お問い合わせ先

尼崎市動物愛護センター ☎ 06-6434-2233

〒661-0047 兵庫県尼崎市西昆陽 4丁目1-1

☎ 06-6434-2233 FAX:06-6434-2293





地域の皆様へ

野良猫をへらすために不妊手術を実施致します

捕獲にご協力お願い致します

【捕獲日】

月 日 曜日

【捕獲時間】

時 (雨天決行)

【集合場所】

にて集合

● 注意事項 ●

捕獲の為、当日早朝から餌やり一切禁止

餌を与えると捕獲できません。

餌い猫は外に出さないで下さい。

一切責任はもちません。現場で確認できます。

外にいる猫は野良猫とみなします。



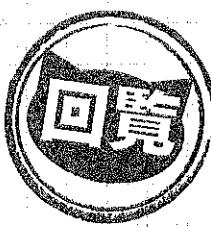
尼崎市愛護センター

特定非営利活動法人 C.O.N

☎ 06-4960-2228



地域の皆様へ



不妊手術を実施いたしました

Photo

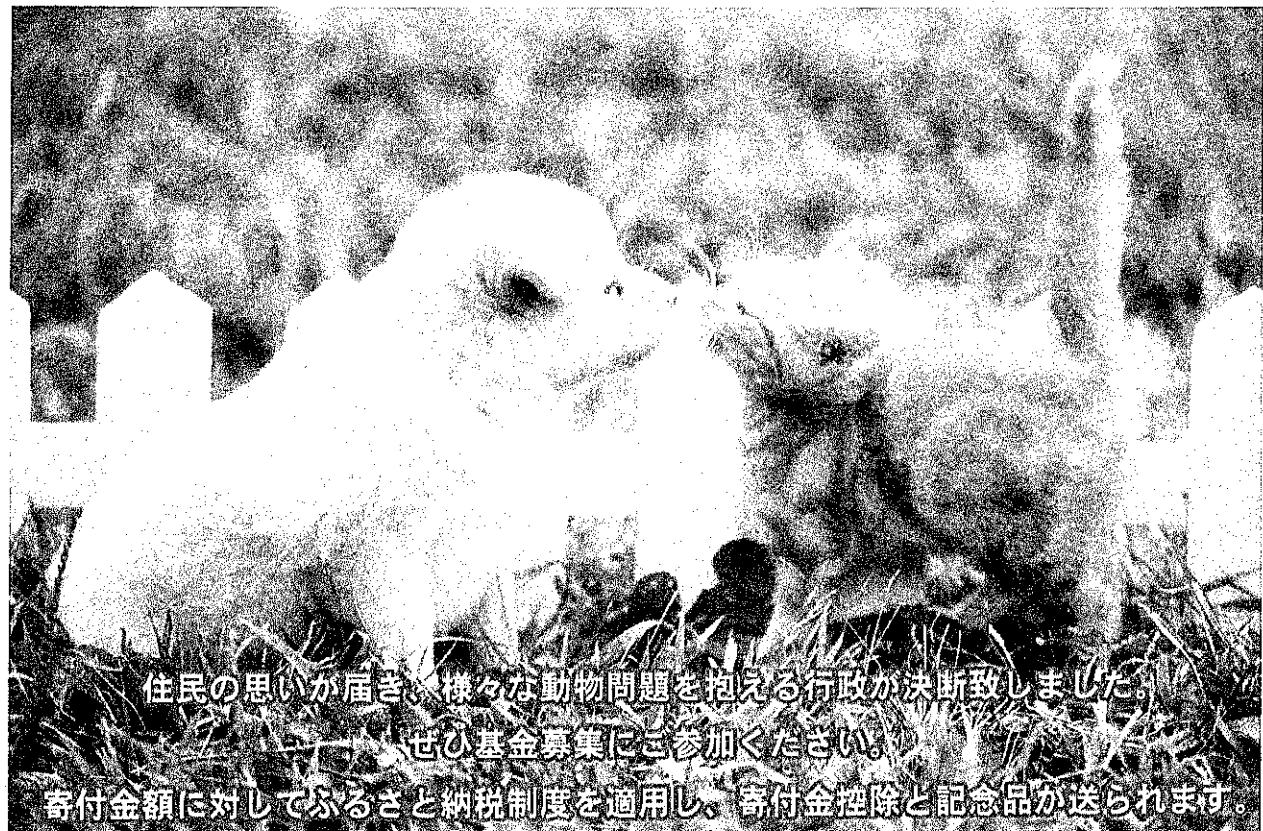
ご理解ご協力ありがとうございました！

地域でこれ以上猫問題を増やさないために…



尼崎市動物愛護基金

殺処分となる不幸な犬や猫をくいしたい



基金は
このように
使われます

野良ねこ不妊手術費用の一部助成に使用

犬・ねこの殺処分数ゼロを目指し、里親制度の拡充

犬・ねこの適正飼養に係る普及啓発の取り組みなど

寄付金の申込方法

- ◆ 「寄付金申込書」に必要事項を記入の上、「動物愛護センター」へFAXか、お電話下さい。
- ◆ センターから確認電話が入り、振込用紙が送られます。
- ◆ 金融機関から寄付金を納入して下さい。
- ◆ 「確定申告」にて、寄付金控除の手続きをして下さい。

尼崎市
動物愛護センター
☎ 06-6434-2233

〒661-0047
兵庫県尼崎市西昆陽4-1-1
☎ 06-6434-2233
FAX: 06-6434-2293

No.

寄付申込書

平成 年 月 日

尼崎市長様

住所

氏名

次のとおり尼崎市の公益のため寄付いたします。

1. 寄付の種類
 2. 金額・数量
 3. 寄付の目的

電話番号



一万円以上ご寄付いただいた場合、
ふるさと納税記念品のプレゼントがございます。
ご希望の方には、下記□にチェックを入れて下さい。
後日パンフレットを送付致します。

□ パンフレットを希望する

所管課	寄付金品の処理	公印
-----	---------	----

平成 年 月 日 受領します	市長	副市長	副市長	局長	室長	課長	課長補佐	係長	係
----------------------	----	-----	-----	----	----	----	------	----	---

■寄附金額と税の軽減額の早見表

自己負担額（税金が控除されない金額）が、2,000円に収まる寄附金額の目安です。

	給料収入	課税所得		寄附金額の目安	税の軽減額
		住民税	所得税		
夫婦 と子 得者 （高 校生 の場 合） の	300万円	93万円	78万円	12,000円	10,000円
	400万円	167万円	152万円	20,000円	18,000円
	500万円	247万円	232万円	32,000円	30,000円
	700万円	411万円	396万円	60,000円	58,000円
	1,000万円	681万円	666万円	98,000円	96,000円
	1,500万円	1,156万円	1,141万円	204,000円	202,000円
	2,000万円	1,631万円	1,616万円	287,000円	285,000円
	3,000万円	2,581万円	2,566万円	517,000円	515,000円
	5,000万円	4,481万円	4,466万円	897,000円	895,000円
夫婦 のみ の給 与所 得者 の場 合	200万円	56万円	46万円	8,000円	6,000円
	300万円	126万円	116万円	16,000円	14,000円
	400万円	200万円	190万円	24,000円	22,000円
	500万円	280万円	270万円	36,000円	34,000円
	700万円	444万円	434万円	65,000円	63,000円
	1,000万円	714万円	704万円	108,000円	106,000円
	1,500万円	1,189万円	1,179万円	210,000円	208,000円
	2,000万円	1,664万円	1,654万円	293,000円	291,000円
単身 の給 与所 得者 の場 合	150万円	52万円	47万円	7,000円	5,000円
	200万円	89万円	84万円	12,000円	10,000円
	300万円	159万円	154万円	20,000円	18,000円
	400万円	233万円	228万円	30,000円	28,000円
	500万円	313万円	308万円	40,000円	38,000円
	700万円	477万円	472万円	69,000円	67,000円
	1,000万円	747万円	742万円	113,000円	111,000円
	1,500万円	1,222万円	1,217万円	215,000円	213,000円
年歳夫 の金以 婦 場生上へ 合活 者 者 の の 0	2,000万円	1,697万円	1,692万円	299,000円	297,000円
	250万円	59万円	44万円	8,000円	6,000円
	300万円	109万円	94万円	13,000円	11,000円
	400万円	192万円	177万円	23,000円	21,000円
	500万円	276万円	261万円	36,000円	34,000円

※年収、寄附金額、家族構成、その他の控除額等によって、自己負担額や税の軽減額は変動します。

※平成23年6月現在の制度に基づいて試算していますので、今後の制度改革等で変更することがあります。

不妊手術が

頭でキリました！

(星雲社)

ありがとうございます！

多額現金で優しい町づくり



みなさんのおかげです

13 猫の収容等業務について

1 猫の引取り

尼崎市では、やむを得ない理由により飼えなくなった猫の引取りを行っています。また、飼い主の判明しない猫についても拾得者からの依頼により引取りを行なっています。

(猫の引取り頭数)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
成猫	所有者	37	43	16	12	4	9
	拾得者	54	29	13	25	11	21
	計	91	72	29	37	15	30
子猫	所有者	23	23	3	13	18	3
	拾得者	526	568	492	521	324	283
	計	549	591	495	534	342	286
	合計	640	663	524	571	357	316

2 負傷猫の収容と応急処置

道路、公園、その他公共の場所において、交通事故などの理由により負傷した、若しくは疾病に罹った猫の収容を行い、応急処置等を行なっています。

(負傷猫の収容頭数)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
成猫		56	31	40	18	24	29
子猫		3	6	13	8	13	14

3 収容猫の返還、殺処分

収容した猫の飼い主が判明した場合は返還を行いますが、飼い主が判明せず、また譲渡希望の申し出もない場合は殺処分を行なっています。

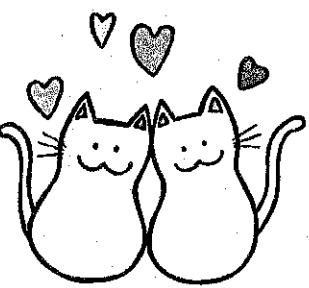
(猫の返還頭数)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
成猫		0	0	0	4	1	6
子猫		0	0	0	0	0	0

4 収容動物の譲渡

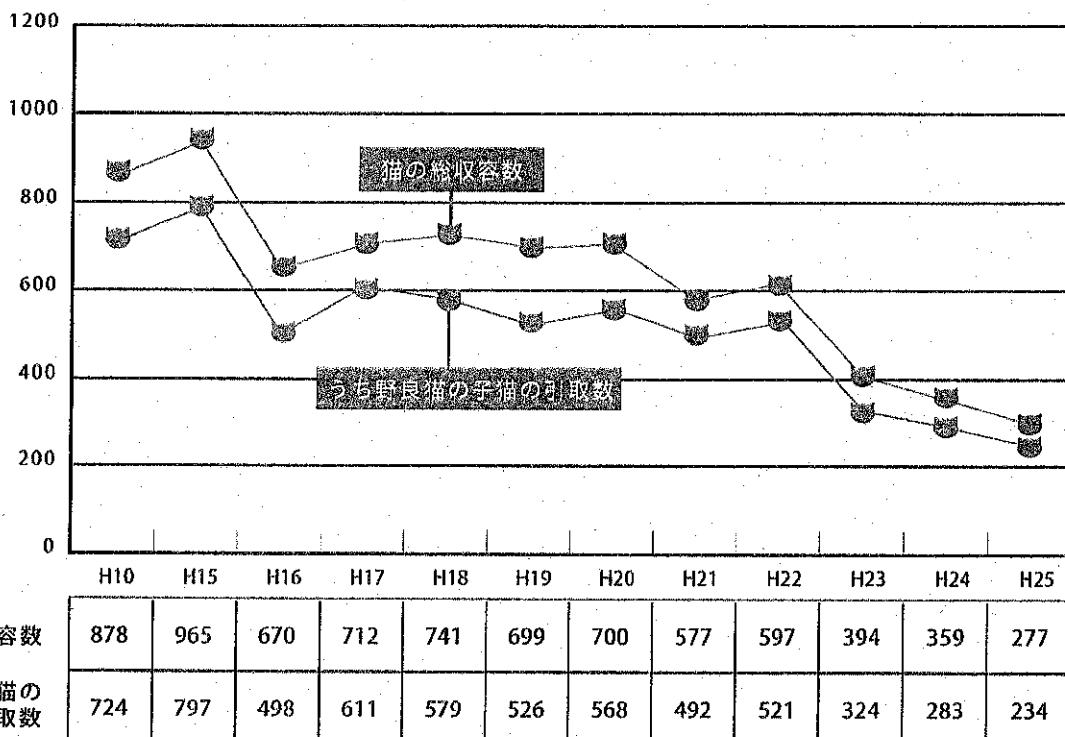
収容した猫を一定の要件のもと尼崎市、伊丹市、宝塚市及び西宮市民に譲渡しています。譲渡は事前登録制となっています。

また、譲渡事業の促進を図るため、尼崎小動物愛護推進協会の協力により、譲渡猫の不妊・去勢手術費用の一部助成等を行なっています。

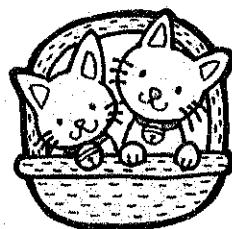


(猫の譲渡頭数)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
成猫	1	0	2	8	9	22
子猫	0	2	9	18	5	31



猫の譲渡の流れ



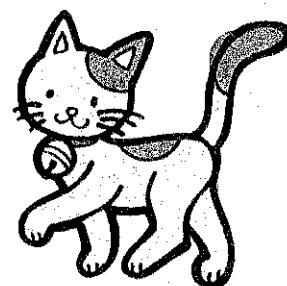
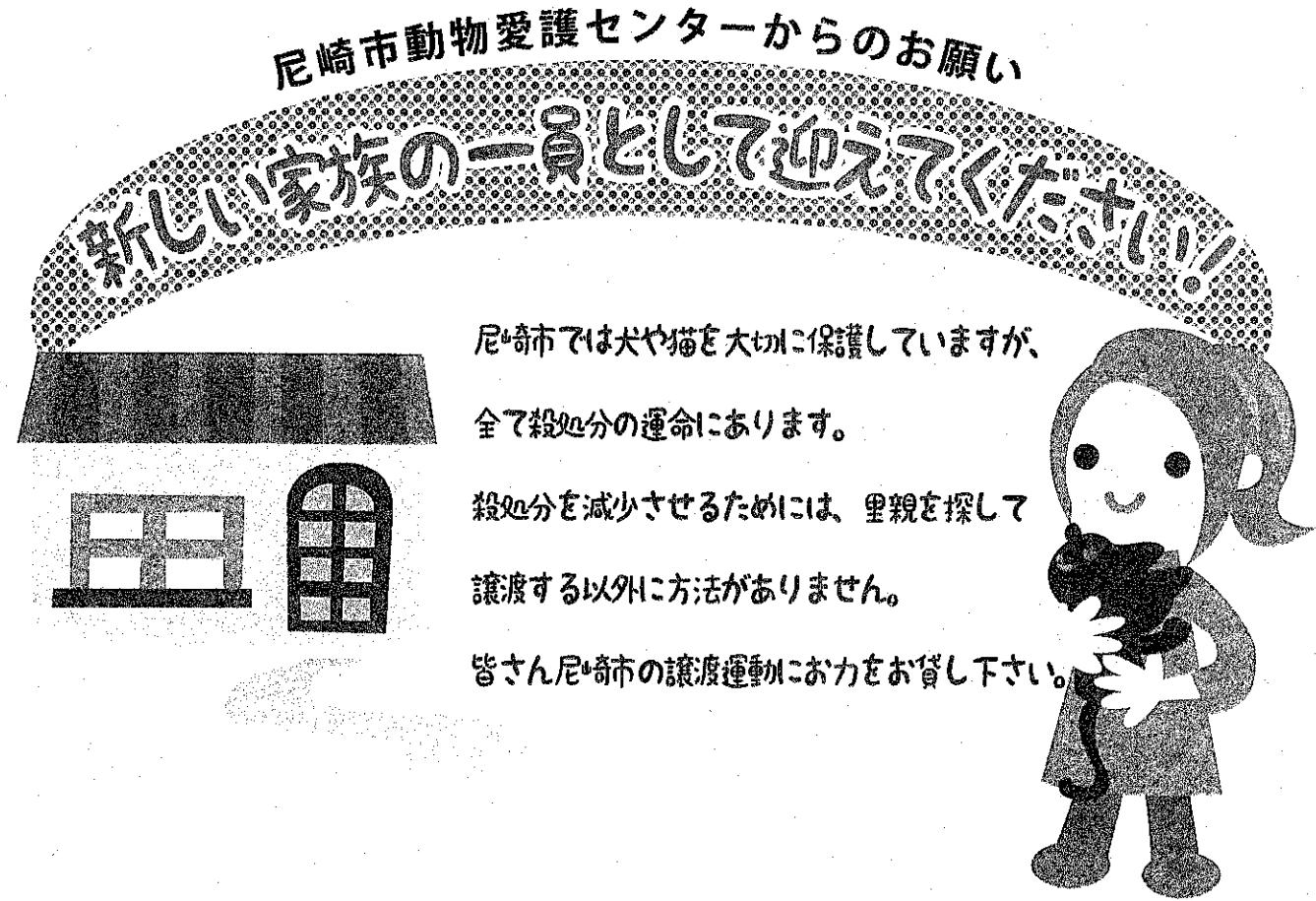
譲渡申込書等の提出

センター職員との面談、及び家庭訪問による飼育環境の調査

譲渡者名簿への登録

希望する犬・猫の譲渡（誓約書の提出）

15 猫の収容等業務について



尼崎市動物愛護センターでは、収容された犬や猫を一定の要件のもと、新しい飼い主に譲渡しています。
新しい飼い主に適正に飼育していただければ、殺処分される動物の数を減少させることができます。

譲渡の条件

尼崎、伊丹、西宮、宝塚もできる事前登録制

休日受付

休日でなければ譲渡申込等の手続きを行うことができない方のために、

平成25年7月から休日の譲渡受付を開始しています。

奇数月の第三土曜日、もしくは第三日曜日の午前10時から12時までの2時間

譲渡の流れ

- ◆ 譲渡申込書等の提出
- ◆ センター職員との面談および家庭訪問による飼育環境の調査
- ◆ 譲渡者名簿への登録
- ◆ 希望する犬、猫の譲渡（誓約書の提出）

尼崎市
動物愛護センター
☎06-6434-2233

〒661-0047
兵庫県尼崎市西昆陽4-1-1
☎06-6434-2233
FAX:06-6434-2293

野良猫を増やさないために

猫の飼い主のみなさん
次のことを行ってください

① 屋内飼育をする

ペットの猫は、飼い主が環境を整えた屋内で充分に暮らせます。交通事故、病気からまもるためや、失踪を防ぐためにも飼い猫を屋内で飼育してください。

② 去勢 不妊手術をする

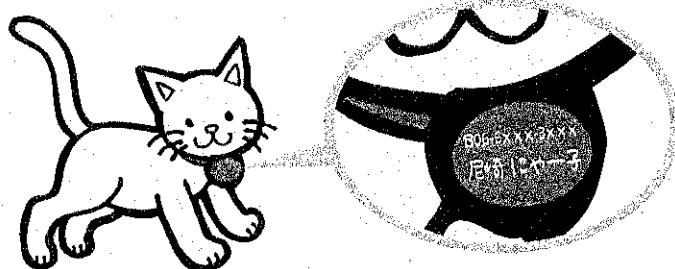
猫は一年に2~3回出産し、すぐに増えてしまいます。去勢・不妊手術をして、不必要的猫の繁殖を防いでください。

③ 身元の表示をする

首輪などに飼い主の身元を表示することで、迷い猫をなくしましょう。

④ 捨てない(終生飼育をする)

一度飼育した猫を一生飼い続けるのは、飼い主の責任です。猫を捨てるとは犯罪行為になります。
飼育するがどうしても無理な場合は、新しい飼い主を探してください。



もとをたどれば、野良猫を飼い猫だったのです。
まずは屋内飼育から実践してみましょう！



災害時における ペットの救援対策ガイドライン

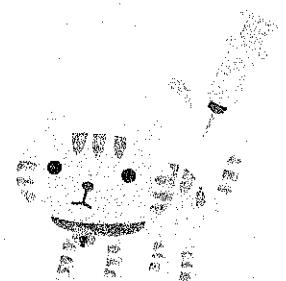
！ 災害時にはペットと同行避難

多くの被災者が避難する地域防災拠点では、拠点の責任者や他の避難者の理解が得られるよう、拠点で定められたルールを守り、飼い主が責任を持ってペットの飼育管理を行うことが大切です。

ペットのしつけと健康管理

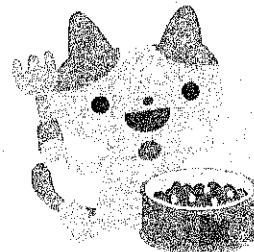
地域防災拠点でのトラブルを防止するため、飼い主は日頃からしつけ（まて、ふせ、キャリーバッグに慣らす等）や健康管理（ワクチン、ノミ駆除等）を行いましょう。

また、飼い主明示（鑑札・狂犬病予防注射済票、迷子札、マイクロチップ等）を忘れずに。万一逃げてしまったペットを探す時に役立ちます。

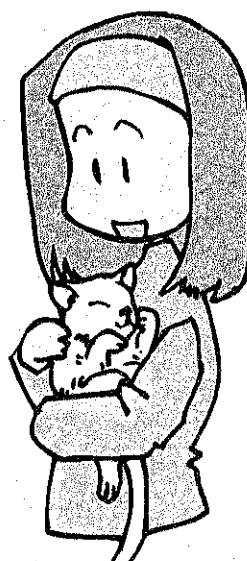


避難生活の備え

ペットフード、水、薬（最低5日分）やリード、シーツなどを入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。使い慣れたキャリーバッグやケージなどがあると、ペットは安心します。



ペットの写真、服用薬等の情報を記載した飼育手帳を作つておくと役に立つでしょう。また、ペットが慣れている預け先（親戚、友人など）を探しておくとよいでしょう。



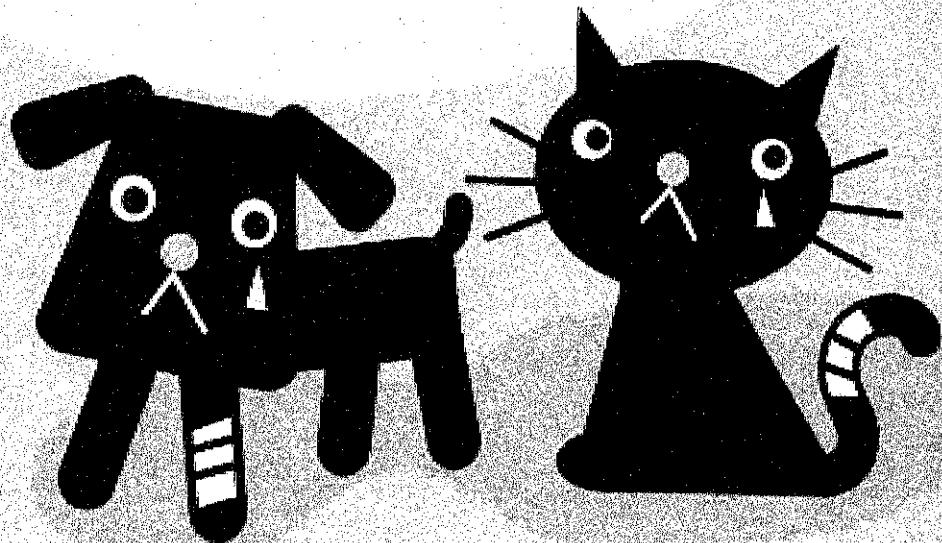
ペットの一時飼育場所

多くの被災者が避難する体育館や教室でのペットの飼育は困難です。拠点で想定された飼育場所で、拠点でのルールを守り、飼育しましょう。

ペットの飼育管理

ペットの世話や飼育場所の管理は、飼い主が行います。「飼い主の会」をつくるなどして、飼い主同士が協力して行いましょう。

犬や猫を 傷つけることは 犯罪です！



動物の愛護及び管理に関する法律 第44条第1項

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた
者は、1年以下の懲役又は100万円以下
の罰金に処する。

尼崎市・尼崎東警察署

クレジット表記

